

様式第 1 号(第 4 条関係)

景観計画提案書

年 月 日

山北町長殿

提案者

住所

氏名

印

電話番号

※法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地名称及び代表者の氏名を記載すること。

景観法第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により、景観計画の策定(変更)について、次のとおり提案します。

提案を行う景観計画の名称		
提案を行う景観計画の対象となる地域名		
提案に係る区域の面積	m <sup>2</sup>	
土地所有者等の総数	名	
提案に係る区域内の土地所有者等の同意者数の数	名	
提案に係る区域内の土地の総面積等	区域内の土地の総面積	区域内の借地権の目的となっている土地の総面積
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	合計	m <sup>2</sup>
提案に係る区域内の同意したものが所有する土地の地積等	区域内の土地の総面積	区域内の借地権の目的となっている土地の総面積
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	合計	m <sup>2</sup>
提案理由		
景観計画の素案の概要		

【添付書類】

種類	縮尺	明示すべき事項等
区域図	2,500 分の 1 以上	当該計画区域の位置及び土地所有者などの敷地の状況
景観計画の素案		
同意を得たことの証明		景観法第 11 条第 3 項に定める土地所有者等の 3 分の 2 以上の同意を得たことを証明できるもの

様式第2号(第5条関係)

景観計画区域内行為(変更)届出書

年 月 日

山北町長殿

提案者

住所

氏名

印

電話番号

※法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地名称及び代表者の氏名を記載すること。

景観法第16条第1項(第2項)の規定により、景観計画区域内における行為(行為の変更)について、次のとおり届け出ます。

行為の場所	山北町			
行為地の他法令による指定等の状況	<input type="checkbox"/> 用途地域 <input type="checkbox"/> 森林法対象地域			
対象行為の種類	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採			
設計又は施工方法	別紙(木竹伐採計画書)のとおり			
対象行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
設計者	氏名			
	住所			
	電話			
工事施工者	氏名			
	住所			
	電話			
行為の変更届出の場合は、変更の内容及びその理由				
その他				

備考 1 「その他」の欄には、宅地造成など規制法(昭和36年法律第191号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他の法令の規定による届出、許可などが必要な場合に、当該届出等を記入してください。

2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

【添付書類】

行為の種類	添付図書		
	種類	縮尺	明示すべき事項等
木竹の伐採	木竹伐採計画書		様式第3号による
	付近見取図	2,500分の1以上	方位、行為地、道路及び目標となるもの
	計画平面図	600分の1以上	行為内容及び施工方法、行為前の土地の状況と行為後の土地の状況
	現況写真		行為地を含む付近の状況がわかるカラー写真

行為地の地目	<input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 原野 <input type="checkbox"/> 雑種地 <input type="checkbox"/> その他
敷地の所有別	<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> 公有地

林地の場合

現況の概要	林種		林相	
	樹齢 林齢		樹冠 疎密度	隣接地の 現況
行為の目的				
伐採面積	m <sup>2</sup>			
伐採樹種				
伐採木及び主要伐採林の形質	樹齢		樹高	m
	1.5mの高さの幹の周囲長		数量	本
跡地の処理方法				

独立木の場合

行為の目的				
伐採木の形質	樹齢		樹高	m
	1.5mの高さの幹の周囲長		数量	本
その他				
備考				

備考 1「林種」欄には、人工林、天然林等の区分を記載してください。

2「林相」欄には、森林の形態、様相(樹種、高・低木等の区分)を記載してください。

様式第4号(第6条関係)

都 第 号  
年 月 日

景観計画区域内行為(変更)適合認定証

殿

山北町長

印

年 月 日付で届け出のありました次の行為については、山北町景観計画に定める措置の基準に適合するものと認められるため、その旨通知します。

(順守事項)

- 1 本件の届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を届け出ること。
- 2 本家の行為の実施に関し、他の法令により許可、届出等が必要な場合は、当該法令の規定に従い許可を受け、又は届出等を行った上で行為に着手すること。

行為の場所	
行為の目的	
行為の種類	
備 考	

様式第 5 号(第 7 条関係)

都 第 号  
年 月 日

景観計画区域内行為勧告書

殿

山北町長

印

年 月 日付で届け出のありました次の行為については、山北町景観計画に定める措置の基準に適合しないものと認められるため、景観法第 16 条第 3 項の規定により、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告します。

なお、この勧告に基づき講ずる措置について、年 月 日までに書面により提出してください。

行為の場所	
行為の目的	
行為の種類	
勧告の内容	

様式第 6 号(第 8 条関係)

景観重要建造物指定提案書

年 月 日

山北町長殿

提案者

住所

氏名

印

電話番号

※法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地名称及び代表者の氏名を記載すること。

景観法第 20 条第 1 項の規定により、景観重要建造物の指定について、次のとおり提案します。

建造物の名称				
建造物の所在地	山北町			
提案の理由、指定の方針に該当する事由				
建造物の外観の特徴等	敷地面積	m <sup>2</sup>		
	構造	造	階数	階建て
	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
	屋根仕上げ		外壁仕上げ	
	その他外観の特徴			
提案内容に係る連絡先	住所			
	氏名			
	電話番号			
備考				

【添付書類】

種類	縮尺	明示すべき事項等
付近見取図	2,500 分の 1 以上	当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況
現況写真		道路その他公共の場所から撮影した当該建造物
合意を得たことの証明		当該建造物の所有者全員に景観重要建造物に指定することの合意を得たことが証明できる書類

都 第 号  
年 月 日

景観重要建造物不指定決定通知書

殿

山北町長

印

年 月 日付で提案のありました建造物については、景観重要建造物としてしないことと決定しましたので、景観法第20条第3項の規定により通知します。

建造物の名称	
建造物の所在地	山北町
指定する必要がないと判断した理由	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、山北町長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求はできなくなります。また、この処分(審査請求をした場合には、これに対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、山北町(山北町長が被告の代表者となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分(審査請求をした場合には、これに対する裁決)の日から起算して1年を経過すると、訴えの提起はできなくなります。

様式第 8 号(第 9 条関係)

都 第 号  
年 月 日

景観重要建造物指定通知書

殿

山北町長

印

次の建造物について、景観重要建造物として指定しましたので、景観法第 21 条第 1 項の規定により通知します。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号
景観重要建造物の名称	
景観重要建造物の所在地	山北町
景観重要建造物の所有者の氏名及び住所	住 所 氏 名
指定の理由となった外観の特徴	

様式第9号(第11条関係)

景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

山北町長殿

提案者

住所

氏名

印

電話番号

※法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地名称及び代表者の氏名を記載すること。

景観法第22条第1項の規定により、次のとおり現状変更の許可申請をします。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号			
景観重要建造物の名称				
景観重要建造物の所在地	山北町			
行為の種類	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替え <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	
行為の場所(箇所)				
設計又は施工の方法				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
設計者	氏名			
	住所			
	電話			
工事施工者	氏名			
	住所			
	電話			
現状変更の理由				

【添付書類】

種類	縮尺	明示すべき事項等
設計仕様書等		当該行為の設計仕様書及び設計図
付近見取図	2,500分の1以上	当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況
現況写真		当該建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真
所有者の意見書 (申請者が所有者以外の場合に限る)		当該建造物の所有者全員の当該行為に対する意見書

景観重要建造物現状変更許可等決定通知書

殿

山北町長

印

年 月 日付で申請のありました景観重要建造物の現状変更については、景観法第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

許可等の区分	<input type="checkbox"/> 許可します <input type="checkbox"/> 許可しません
指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号
景観重要建造物の名称	
景観重要建造物の所在地	山北町
景観重要建造物の所有者の氏名及び住所	住所 氏名
許可に必要な条件又は許可しない理由	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、山北町長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分の日から起算して 1 年を経過すると、審査請求はできなくなります。また、この処分(審査請求をした場合には、これに対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、山北町(山北町長が被告の代表者となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分(審査請求をした場合には、これに対する裁決)の日から起算して 1 年を経過すると、訴えの提起はできなくなります。

第 号

身 分 証 明 書

所 属  
職  
氏 名

上記の者は、景観法第 23 条第 3 項(同法第 32 条において準用する場合を含む。)に規定する現状回復等を行おうとする者であることを証明する。

年 月 日

山北町長

印

第 12 号様式(第 13 条関係)

都 第 号  
年 月 日

景観重要建造物指定解除通知書

殿

山北町長

印

次の景観重要建造物について、景観法第 27 条第 1 項の(第 2 項)の規定により指定を解除しましたので、同条第 3 項の規定により通知します。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 都 第 号
景観重要建造物の名称	
景観重要建造物の所在地	山北町
景観重要建造物の所有者の氏名及び住所	住 所 氏 名
指定解除年月日	年 月 日
指定解除の理由	

様式第 13 号(第 14 条関係)

景観重要樹木指定提案書

年 月 日

山北町長殿

提案者

住所

氏名

印

電話番号

※法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地名称及び代表者の氏名を記載すること。

景観法第 29 条の第 1 項の規定により、景観重要樹木の指定について、次のとおり提案します。

樹木の種類		
樹木の所在地	山北町	
提案の理由、指定の方針に該当する事由		
樹木の樹容の特徴等	樹木の愛称	
	その他樹容の特徴	
提案内容に係る連絡先	住所	
	氏名	
	電話	
備考		

【添付書類】

種類	縮尺	明示すべき事項等
付近見取図	2,500 分の 1 以上	当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況
現況写真		道路その他公共の場所から撮影した当該建造物
合意を得たことの証明		当該建造物の所有者全員に景観重要建造物に指定することの合意を得たことが証明できる書類

景観重要樹木不指定決定通知書

殿

山北町長

印

年 月 日付で提案のありました樹木につきましては、景観重要樹木として指定しないことと決定しましたので、景観法第 29 条第 3 項の規定により通知します。

樹木の種類	
樹木の所在地	山北町
指定する必要がないと判断した理由	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、山北町長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分の日から起算して 1 年を経過すると、審査請求はできなくなります。また、この処分(審査請求をした場合には、これに対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、山北町(山北町長が被告の代表者となります。)を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、処分(審査請求をした場合には、これに対する裁決)の日から起算して 1 年を経過すると、訴えの提起はできなくなります。

都 第 号  
年 月 日

景観重要樹木指定通知書

殿

山北町長

印

次の樹木について、景観重要樹木として指定しましたので、景観法第 30 条第 1 項の規定により通知します。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 都 第 号
景観重要樹木の名称	
景観重要樹木の所在地	山北町
景観重要樹木の所有者の氏名及び住所	住 所 氏 名
指定の理由になった樹木の樹容の特徴	

様式第 16 号(第 17 条関係)

景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

山北町長殿

提案者

住所

氏名

印

電話番号

※法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地名称及び代表者の氏名を記載すること。

景観法第 31 条第 1 項の規定により、次のとおり現状変更の許可申請をします。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 都 第 号			
景観重要樹木の名称				
景観重要樹木の所在地	山北町			
行為の種類	<input type="checkbox"/> 伐採 <input type="checkbox"/> 移植 <input type="checkbox"/> その他( )			
行為の場所(箇所)				
施工の方法				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
工事施工者	氏名			
	住所			
	電話			
現状変更の理由				

【添付書類】

種類	縮尺	明示すべき事項等
設計仕様書等		当該行為の設計仕様書及び設計図
付近見取図	2,500 分の 1 以上	当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況
現況写真		当該建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真
所有者の意見書 (申請者が所有者以外の場合に限る)		当該建造物の所有者全員の当該行為に対する意見書

景観重要樹木現状変更許可等決定通知書

殿

山北町長

印

年 月 日付で申請のありました景観重要樹木の現状変更については、景観法第 31 条第 1 項又は第 2 項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

許可等の区分	<input type="checkbox"/> 許可します <input type="checkbox"/> 許可しません
指定年月日及び指定番号	年 月 日 都 第 号
景観重要樹木の名称	
景観重要樹木の所在地	山北町
景観重要樹木の所有者の氏名及び住所	住 所 氏 名
許可に必要な条件又は許可しない理由	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、山北町長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求はできなくなります。また、この処分(審査請求をした場合には、これに対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、山北町(山北町長が被告の代表者となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分(審査請求をした場合には、これに対する裁決)の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、訴えの提起はできなくなります。

都 第 号  
年 月 日

景観重要樹木指定解除通知書

殿

山北町長

印

次の景観重要樹木について、景観法第 35 条第 1 項(第 2 項)の規定により指定を解除しましたので、同条第 3 項の規定により通知します。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 都 第 号
景観重要樹木の名称	
景観重要樹木の所在地	山北町
景観重要樹木の所有者の氏名及び住所	住 所 氏 名
指定解除年月日	年 月 日
指定解除の理由	